

ごみはルールにしたがい分別して排出しましょう

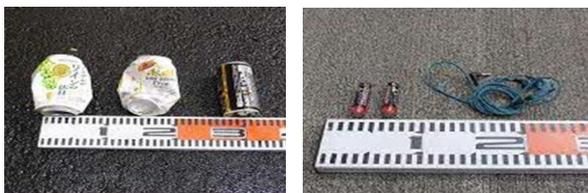
可燃ごみの中に、不燃物や搬入可能な寸法を超える不適正ごみが混入していることがあります。これらの混入物は、清掃工場で完全に焼却できなかった場合、設備の詰まり等を引き起こし、**焼却炉が停止する原因**となります。

清掃工場の再稼働には多額のコストを要し、復旧に多くの時間と人員を必要とします。さらに、不適正搬入により工場が停止すると、搬入することができない分の廃棄物を別の工場へ搬入することになり、**収集時間の遅れや運搬コストの増加**にもつながります。

清掃工場の安全・安定な稼働、区民の皆様が清潔で快適な環境で日々過ごすため、**ルールにしたがって分別**しましょう。

～可燃ごみの中に混入していた不適正ごみ～

不燃物



びん、缶、電池、イヤホンなどの混入が多く見受けられます。



不燃物は燃え切らず、設備の詰まり・故障の原因になります。

搬入可能な寸法を超えるごみ（粗大ごみ）



布団等は小さく圧縮しても設備内部で広がってしまいます。

大田区では家庭から出る家具、寝具、電気製品などで一辺の長さがおおむね**30 cm以上**のものは**粗大ごみ**になります。



大型のものは燃え切らず、設備に引っかかり故障の原因になります。

水銀が使用されているごみ



水銀が使用されている
体温計、血圧計など

清掃工場において、排気ガス中の水銀濃度が高くなると、焼却炉が停止する原因になります。停止した場合、復旧には数か月程度の期間と多額の費用を要し、清掃事業に重大な影響を及ぼします。

水銀が使用されているものはプラスチック容器や厚紙などに包んで「**危険**」と表示し、**不燃ごみ**で排出してください。

～焼却灰の資源化～

清掃工場では焼却後に発生する焼却灰等を資源化する取り組みを進めています。焼却灰は民間のセメント工場や資源化施設に運ばれ、資源化されますが、**焼却しきれず残った不適物が焼却灰に混入し、問題**となっています。

資源化施設での選別作業の負担増や設備の故障を防ぐため、適正な分別をお願いします。

清掃だよりについてのご意見・お問合せ先は

清掃事業課 5744-1628
大森清掃事務所 3774-3811

蒲田清掃事務所（調布地区） 6459-8201
蒲田清掃事務所（蒲田地区） 6451-9535



持続可能なOTA CHOICE
このチラシは、区役所内で「回収⇒再生」した紙を使用しています。